

土佐光茂と霊木
—大館常興日記紙背文書の記録から—

五十嵐 公 一

Tosa Mitsumochi and sacred trees

IGARASHI Koichi

はじめに

「大館常興日記紙背文書」の中に、土佐光茂に関わる記録がある。これは『続史料大成 大館常興日記 3』（臨川書店、1978 年）、更には『室町幕府引付史料集成 上』（近藤出版社、1980 年）に収録されているものである。特に『続史料大成 大館常興日記 3』ではそのモノクロ画像も掲載されているが（図 01）、これまでの美術史研究では注目されてこなかったようだ⁽¹⁾。そこで、先ずそれを紹介したい⁽²⁾。

「伺事 清式部大夫」

伺事〈大永四 十一〉 秀秋

土佐大夫将監光茂申丹波圀大芋社

伐採神木以下事従先規禁制之

處近日社人南近江守盜罰之方々

致沽却之条言語道斷所行也早至

彼南者預御成敗同於伐採神木

等之輩者可被處其咎之段被成下

御下知并制札者可忝存之旨

申上之

これは「大永四 十一」つまり大永4年（1524）11月の文書である。この差出人は「清式部大夫」「秀秋」から清秀秋だと分かる。清秀秋は『武家故実雑集』（内閣文庫）所収「貞助記」の中の「恩賞方 大永比」に「清式部大夫 秀秋」として出てくる人物であり⁽³⁾、

明応6年（1497）から大永6年までは確実に幕府の奉行人を務めていた⁽⁴⁾。また、この宛所は大館常興（尚氏：1454～）である⁽⁵⁾。その後、この文書の裏面が常興の日記として再利用されたというわけである。

この文書に出てくる「土佐大夫将監光茂」が、戦国期室町時代に絵所預を務めた土佐光茂であることは間違いない。「社人南近江守」が誰なのかは残念ながら特定できなかったのだが、文書の内容はおおよそ次の通りだと思う⁽⁶⁾。

土佐大夫将監光茂が訴えている丹波国大牟社の神木伐採以下の件について。以前から禁止されていたのですが、近日大牟社の社人南近江守がこれを盗伐し、方々に売却したことは、言語道断の所業です。速やかにかの南が処罰され、同じく神木を伐採した輩についても処罰されるよう、（幕府の）御下知と制札をいただけるとありがたいとのこと、申し上げます。

ここには興味深い内容が記されている。そこで、この文書を出発点とし、土佐光茂と丹波国大牟社の関係、更には大館常興や長谷寺縁起絵巻も視野に入れて考えてみたいと思う。

1－1. 大永年間頃までの室町幕府

この大永4年（1524）11月の文書には、土佐光茂による幕府への訴えが記されている。その内容について考えてゆくため、少し遠回りに思えるかもしれないが「大永年間頃までの室町幕府」「大永年間頃の訴訟制度」について確認しておく必要があるように思う。まず、「大永年間頃までの室町幕府」について見ておきたい⁽⁷⁾。

室町幕府8代将軍足利義政（1436～90）と日野富子（1440～96）の間に生まれた足利義尚（1465～89）から始めたい（図02）。義尚は応仁・文明の乱の最中、文明5年（1473）12月に9歳で9代将軍となった。そして、応仁・文明の乱の収束後、長享元年（1487）9月に近江国守護の六角高頼（～1520）を討つため近江に出陣している。そこには寺社や公家だけではなく奉公衆らの領地も押領していた六角氏を叩くとともに、将軍の権威を高めたという目的があった。当時の義尚は23歳であり、その側近の中には34歳の大館常興がいた。この時に義尚に従った大名は多く、義尚は六角氏を南近江の甲賀まで逃走させている。しかし、この戦いは長期化し、長享3年3月に義尚は近江鉤の陣中で病没してしまう。義尚は25歳だった。その後、足利義政が再び政務を執るが、延徳2年（1490）正月に義政も病没した。

足利義政没後の延徳2年7月、10代将軍となったのは25歳の足利義植（1466～1523）だった。義植は8代将軍足利義政の弟足利義視（1439～91）の子である。その義視と義政は応仁・文明の乱で争ったため、義視と義植の親子は美濃に下向していた。しかし、亡くなった9代将軍足利義尚には将軍職を継がせる子がいなかったため、義植の将軍職就任を義政

と日野富子が認めた。富子の妹の日野良子（～1490）と義視の間に生まれたのが、義植だったという事情もそこにはあった。

ところがその後、義植の將軍職就任に反対していた細川京兆家の細川政元（1466～1507）、更には日野富子とも義植は対立するようになる。延徳3年（1491）8月、その義植は足利義尚の遺志を継ぎ、六角高頼討伐のため出陣する。この目的の一つも將軍の權威を高めることにあり、義尚と同じく義植も高頼を南近江の甲賀に退却させている。更に明応2年（1493）2月には、分裂していた畠山氏の河内に出陣した。ところが、ここで「明応の政変」が起きる。義植が出陣のため京都を離れていた4月、細川政元が挙兵し、新將軍として13歳の足利義澄（1481～1511）を立てたのである。そして日野富子、將軍直臣の政所頭人伊勢貞宗（1444～1509）も政元を支持した。その結果、義植のもとから大名たちが次々と離れていった。義植は出陣先の河内から京都に連行され、政元の被官上原元秀（～1493）の邸に幽閉されることとなった。ところが6月、義植はそこを脱出し、越中の放生津に落ち延びる。そして明応8年の末、大内義興（1477～1528）の領国である周防に入った。

この明応の政変により、足利義澄が11代將軍となった。義澄の父は、8代將軍足利義政の異母兄で初代堀越公方の足利政知（1453～91）である。この時点で政知は既に他界していたため、幕府政治の実権は日野富子、細川政元らが握った。その富子は明応5年（1496）5月に亡くなるが、義澄と政元は対立しつつも新たな体制を維持していった。ところが明応の政変から14年後の永正4年（1507）6月、細川京兆家の家督をめぐる一族の分裂から政元が殺される。そして政元の養子であった細川高国（1484～1531）と、阿波を領国とする細川澄元（1489～1520）が戦うこととなる。足利義澄から細川京兆家の家督が認められたのは澄元だったが、永正5年4月に澄元と將軍義澄が高国に敗れる。そして、彼らは京都から近江に逃れた。勝利した高国は周防の大内義興、足利義植らを京都に迎え、7月に義植が再び將軍となった。

近江に逃れた足利義澄は再起を目指すが、永正8年（1511）8月の船岡山合戦の直前に亡くなった。その義澄には足利義維（～1573）、足利義晴（1511～50）という幼い二人の子がいた。義澄は亡くなる前に義維を阿波の細川澄元に、義晴を播磨の赤松義村（～1521）に預けた。そのため、義澄の二人の子は別々の場所で成長することとなった。

永正5年（1508）に再び將軍となった足利義植の政権は、大内義興、細川高国らに支えられていた。しかし永正15年、義植を補佐していた大内義興が周防に帰国する。その後、義植は細川高国と対立することが多くなり、義植は高国の宿敵だった細川澄元と内通するようになる。ところが永正17年6月、その澄元が亡くなったことにより、義植と高国の関係が悪化する。その結果、永正18年（1521）3月の後柏原天皇（1464～1526）の即位式直前、義植が京都から堺に出奔する。その後、義植は和泉、淡路を経て、大永3年（1523）4月に阿波で没した。

永正 18 年（1521）の足利義植の出奔により、細川高国は新たに將軍を立てた。その候補は 11 代將軍だった足利義澄の二人の子、つまり足利義維か足利義晴だった。そして大永元年（1521）12 月、11 歳の足利義晴（1511～50）が 12 代將軍となった。高国は細川澄元のもとで育てられた義維を將軍に立てなかったのである。なお、ここで義晴の後見人のような立場で幕府政治に復帰したのが、68 歳になっていた大館常興である。

その後、細川高国は足利義晴を支えてゆく。しかし大永 6 年（1526）7 月、高国が家臣の香西元盛（～1526）を自害に追い込んだため、元盛の兄弟である波多野元盛（～1530）、柳本賢治（～1530）らが高国から離れ、その結果として細川京兆家の結束が乱れる。これを好機と見た細川澄元の子の細川晴元（1514～63）は、三好元長（1501～32）らに擁されて 10 月に高国打倒のため動き出す。そして大永 7 年 2 月、晴元と元長は桂川の戦いで高国と義晴の軍に勝利する。その結果、義晴は京都から近江坂本に逃れた。

これ以降、足利義晴は京都を離れ、近江で將軍として幕府政治を行ってゆく。一方、高国と義晴を京都から追い出した晴元と元長は堺に入り、ここに足利義維を迎えた。その後も義維は入京することなく、堺で疑似幕府を構えた⁽⁸⁾。

1－2. 大永年間頃の訴訟制度

これで「大永年間頃までの室町幕府」が確認できた。次に確認したいのが、「大永年間頃の訴訟制度」である。土佐光茂による訴えが記されている「大館常興日記紙背文書」は大永 4 年（1524）11 月のものである。先に見たように、大永元年 12 月に 11 歳の足利義晴が 12 代將軍となっている。従って、この文書は義晴が將軍となってから約 3 年後のものということになる。では、その頃の室町幕府の訴訟制度はどのようなものだったのだろうか。このことを確認しておく必要がある。

その場合、先ず注目したいのは足利義晴が 12 代將軍となる前、つまり足利義植が再び將軍職を務めた永正 5 年（1508）7 月から永正 18 年（1521）3 月の訴訟制度である⁽⁹⁾。その後の大永元年（1521）12 月に足利義晴が將軍となっているから、大永年間の直前期の訴訟制度である。

ただ、その場合に前提になることがある。室町幕府の訴訟には、政所頭人が金銭貸借や土地売買などの問題を決裁する「政所沙汰」、將軍が決裁する「御前沙汰」があった。大きな問題を扱うのは、当然ながら後者である。この御前沙汰は 4 代將軍足利義持、6 代將軍足利義教の頃に制度が整備された。そして足利義植が再び將軍を務めた戦国期でも、それが継承された。ただ、戦国期以前の御前沙汰は將軍臨席の場で「決裁」「評議」が行われていたが、戦国期では將軍による「決裁」の場と法曹官僚である奉行人⁽¹⁰⁾らによる「評議」の場が分かれていた。この点に違いがあった。以上のことを踏まえて、足利義植が再び將軍を務めた時期、つまり大永年間直前期の「御前沙汰」について具体的に見てゆきたい。

まず、御前沙汰の訴訟手続である。それは次の通りだった。訴人（原告）からの訴状が幕府で受理されると、それを担当する訴人奉行が決められる。そして訴人奉行は論人（被告）に問状を送った。ここで論人が応訴しない場合、訴人の申立のみで裁許（判決）がなされた。応訴した場合、論人を担当する論人奉行が決められ、訴人奉行と論人奉行の間で訴人と論人の主張や証文を審理する。この訴人奉行や論人奉行を務めたのは、法曹官僚である奉行人である。そして、奉行人は審理の結果を、將軍側近を介して將軍に「披露（伺）」をする。その後、將軍による裁許が下される。將軍は裁許の判断に迷った時に奉行人に「意見」を求めたが、それに拘束されるわけではなかった。

次に、法源である。御前沙汰の場合、いま見たように奉行人が訴人奉行と論人奉行となって、訴人と論人の主張や証文を審理する。その際の法源は鎌倉幕府法である「御成敗式目」、そして室町幕府法である「追加集」（建武以来追加）であり、それらが判断の根拠となった。また、それら以外にも過去の判例、民間の慣習法も法源となった。広範囲の法が採用されたのである⁽¹¹⁾。

このように見てくると、御前沙汰では公正な理非判断によって裁許が下されていたように思える。しかし、実際は必ずしもそうではなかった⁽¹²⁾。そのことが6代將軍足利義教（1394～1441）の時期、永享2年（1430）9月から永享4年12月までの72件の裁判を記録した『御前落居記録』から分かる⁽¹³⁾。ここには政治的に失脚した者が、敗訴となった事例が多く記されている。そしてそれらの記録を読むと、公正な理非判断ではなく、政治的な判断で裁許が下されたと考えられるものも多い⁽¹⁴⁾。つまり、訴人（原告）たちは政治的な失脚者を待ち、失脚者が出れば、その所領に群がって訴訟を起こした。そして、失脚者が御前沙汰で敗訴に追い込まれた。このような構造があったのである。その場合、勝訴が期待できた時に訴人が訴訟を起こすから、訴人が勝訴、論人（被告）が敗訴となる場合が多くなる。

では、なぜ御前沙汰でこのようなことが行われたのか。それは、將軍の裁許にはその敵対勢力に与する者を排除し、自軍の勢力に味方する者に所領を恩賞として与えるという目的もあったからである⁽¹⁵⁾。そして、このことは足利義教だけではなく、足利義種が再び將軍職を務めた大永年間直前期にも踏襲された。以上が、大永年間の直前期の訴訟制度である。

では、大永年間（1521～28）頃の訴訟制度はどうだったのか。実は、この時期の訴訟制度が具体的に分かる資料は少ない。しかし、その後の天文年間（1532～55）に関して言えば『披露事記録』のように⁽¹⁶⁾、当時の訴訟制度を知る手がかりになる資料が複数ある。実際、それらによって法曹官僚である奉行人が審理の結果を上申する方法が複数あったことが明らかとなっている⁽¹⁷⁾。そして、天文年間の訴訟制度は先に見た大永年間の直前期と基本的に大きな違いがなかった。ということは、大永年間直前期と天文年間の間に挟まれた大永年間頃の訴訟制度も、大永年間直前期の制度を踏襲していたと考えてよいことになる。

これで「大永年間頃の訴訟制度」も確認できたわけだが、その時期に將軍だった足利義晴に関して次のような指摘がなされている⁽¹⁸⁾。大永元年（1521）に11歳で將軍となった足利義晴の周辺には大館常興、海老名高助、飯川国弘がいて、彼らが諸事の評議や助言を行っていた。更に、義晴に近侍する佐子局（清光院）という女性もいて、彼女は幕府奉公人奉書あるいは御内書の発給にも関わっていた。加えて摂津元造も義晴に近侍していて、このような義晴の側近が訴訟制度でも重要な役割を担い、御前沙汰において奉行人からの「披露（伺）」を義晴に伝えていたというのである。

そしてその後、彼らの中から「内談衆」と呼ばれる義晴の側近集団が形成されてゆく⁽¹⁹⁾。この内談衆は義晴と強い信頼関係で結ばれていて、將軍と奉行人を仲介し、奉行人を指揮し、將軍を補佐した。天文8年（1539）の時点では摂津元造、大館常興、大館晴光、朽木種綱、細川高久、海老名高助、本郷光泰、荒川氏隆の8名が内談衆だったことが分かっている（『言継卿記』天文13年10月9日条）。そして、この内談衆には上下関係が無かったが、その中の最長老で中心的な役割を果たした人物がいた。それが大館常興だった。

では大館常興とは、どのような人物だったのだろうか⁽²⁰⁾。常興は8代將軍足利義政に出仕し、16歳だった文明元年（1469）、5歳だった足利義尚の近臣となった。そして文明5年12月、その義尚が9歳で9代將軍となる。その後の長享元年（1487）9月、義尚が六角高頼討伐に出陣すると常興も従軍し、そこでは評定衆も務めた。ところが常興が36歳だった長享3年、25歳の義尚が近江鈎の陣中で病没してしまう。それにより、常興は政治的に失脚した。

その後、先に「大永年間頃までの室町幕府」で見た通り、足利義植が10代將軍となり、明応2年（1493）の明応の政変により足利義澄が11代將軍となる。永正4年（1507）には細川政元が殺されたことが契機となり、永正5年に義植が將軍に復帰した。しかし永正18年（1521）3月に細川高国と対立する義植が京都を出奔したため、大永元年（1521）12月に足利義晴が11歳で12代將軍となった。このように將軍が代わっていったのだが、長享3年（1489）の足利義尚の没後、常興は何をしていたのだろうか。そして大永元年、なぜ義晴の後見人のような立場で常興は幕府政治に復帰できたのだろうか。

その経緯が具体的に分かる資料は、今のところ知られていない。しかし、この件について、これまでの研究で注目されている女性が一人いる。先に少し触れた佐子局（清光院）である。足利義晴に近侍し、幕府奉公人奉書あるいは御内書の発給にも関わった女性である。この佐子局は三淵晴員（1500～70）の実姉であることが分かっているので、義晴より少なくとも11歳は年上である。その佐子局が大館常興の養女あるいは猶子となり、義晴の養育に当たっていたというのである⁽²¹⁾。大永元年（1521）に義晴が11歳で將軍となる前、義晴が播磨の赤松義村に預けられていた頃から、佐子局が義晴に仕えていた可能性も考えられている。そして義晴が將軍になると佐子局も上京し、彼女を養女あるいは猶子としていた68歳の常興が義晴の後見人のような立場で幕府政治に復帰する。その後、常興は側近として義

晴に長く仕えた。常興の復活劇の裏には、佐子局の存在があったと見られているのである。

2. 丹波国大芋社^{おくもしの}

これで「大永年間頃までの室町幕府」「大永年間頃の訴訟制度」の確認ができた。これらを踏まえ、本稿の冒頭で見た土佐光茂が出てくる大永4年（1524）11月の「大館常興日記紙背文書」について考えたい。

先に見た通り、ここには丹波国大芋社の「伐採神木以下事」の問題が記されている。この大芋社は、土佐家が代々深く関わった所領である。そのことは土佐家に伝わり、現在は東京国立博物館所蔵となっている「土佐家文書」から分かる⁽²²⁾。この「土佐家文書」のうち、文中に大芋社の文言があるものだけを年代順に並べると《別表》ができる⁽²³⁾。ここから土佐家が確かに大芋社と代々深く関わってきたことが分かるのだが、その関係は具体的にはどのようなものだったのだろうか。土佐家系図（図03）も参照しながら見てゆきたい⁽²⁴⁾。

兵庫県丹波篠山市福井にある櫛石窓神社が大芋社、その社領が大芋荘である。しかし、絵所預であった越前守行光（藤原行光）⁽²⁵⁾が大芋荘を押領されたことを幕府に訴え、延文5年（1360）12月2日に「室町幕府執事施行状案」が出されている。その内容から判断すると、この時点までに大芋社領は絵所預という職に交付される荘園となっていたことが分かる。応安4年（1371）8月、行光は大芋社の祭神を自邸に勧請している（『吉田家日次記』応安4年8月28日条）。しかし、永和元年（1375）に行光に代わって巨勢行忠が絵所預となると、大芋社領は行忠に交付された（『後深心院関白記』永和元年8月4日条）。この行忠は永徳2年（1382）頃まで絵所預を務めているから、その在任期間、行忠が大芋社と関わったと見られている。

その後、大芋社領は藤原光重に交付された。光重は藤原行光の子と見られている人物である。絵所預となったので大芋社領が与えられたわけである。明德3年（1392）正月、その光重は大芋社への乱入狼藉に対する「室町幕府禁制」を細川京兆家の細川頼元（1343～97）から得ている。

それから約50年、大芋社に関する記録が「土佐家文書」で見つからない。その間に藤原行秀と藤原光国が絵所預を務めたことが分かっているが、彼らの大芋社に関する記録は知られていない。次に「土佐家文書」で大芋社に関する文書が残るのは土佐光弘である。ただ、この光弘は早世したらしく、資料も少ないのだが《別表》から嘉吉3年（1443）6月9日に大芋社領が交付されたことが分かる。従って、光弘も絵所預を務めたことは間違いのない。そして、この光弘の子が土佐光信である。

文書の中に大芋社に関する文言が無いので《別表》には入っていないが、「土佐家文書」の中に文明元年（1469）10月9日に土佐光信が絵所預に補任されたことが分かる「足利義政御判御教書」がある。そして《別表》にあるように文明元年11月28日、絵所預となった光信に大芋社領が交付されている。その後、光信は絵所預として50年以上も大芋社に関わる

のだが、その経営は大変難しかったようだ。それは文明 17 年（1485）の複数の文書からも分かる。大芋社領の名主百姓らが年貢を拘置し、逃散あるいは勝手な耕作をしたため、光信はこれを幕府に訴えた。問題解決のため、光信は名主百姓らに妥協もしたようだ。その結果、文明 17 年 4 月と 7 月に名主百姓らが永代損免之儀を光信に求めないなどと記した「大芋社領名主百姓等起請文」を提出している。ただ、これにどの程度の効力があつたのかは分からない。また永正 3 年（1506）、大芋社領の経営を任せていた宮林某が、瑞阿弥と共謀して大芋社領の押領を企てた。そこで光信は再び幕府に訴えた。これは幕府から下知状を得て光信の勝訴となったのだが、問題は解決しなかったようだ。永正 4 年には名主百姓らが年貢を拘置したのである。そこで永正 5 年、光信は幕府ではなく朝廷に訴えて「後柏原天皇綸旨」を得た。

そこから 15 年ほど大芋社に関する記録が「土佐家文書」で見られない。次の記録は《別表》にあるように、大永 3 年（1523）12 月 3 日である。この「秀綱奉書（折紙）」は土佐光茂が大芋社に関わったことを示す最初の記録である。土佐光信が亡くなったのは大永 5 年 5 月とされているが（『扶桑画人伝』⁽²⁶⁾）、大永 3 年 12 月 3 日以前に絵所預が光信から光茂に移ったわけである。この「秀綱奉書（折紙）」には先に大芋社領の押領を企てた宮林某と瑞阿弥の問題を収拾するため、大芋社領を「守護使不入地」として幕府管理下で荒木大藏大夫に預けたことが記されている。大芋社は光茂の力だけでは収拾がつかない状態になっていたことが分かる⁽²⁷⁾。

年代順だと、この大永 3 年（1523）12 月 3 日の「秀綱奉書（折紙）」の後に来るのが、本稿の冒頭で見た大永 4 年 11 月の「大館常興日記紙背文書」（図 01）の記録ということになる。

3. 神木伐採と長谷寺縁起絵巻

このように土佐家と大芋社には長い歴史がある。では、それらを踏まえた時、「大館常興日記紙背文書」の大永 4 年（1524）11 月の記録はどのように理解できるだろうか。

ここで問題となっているのは大芋社の「伐採神木以下事」である。以前から禁止されていたのに南近江守らが盗伐し、その樹木を方々に売却したというのである。大永 3 年（1523）12 月 3 日の「秀綱奉書（折紙）」から大芋社領は守護使不入地として幕府管理下で荒木大藏大夫に預けていたことが分かるのだが、南近江守らによる問題が発生したわけである。このことは裏を返すと、大永 4 年 11 月の時点で光茂には大芋社から得られる樹木の売却収入があつたことを意味する。そして、それを南近江守らにより奪われたため、収入を守る目的で幕府に訴えたということになる。しかし、この訴えにはそれ以外の目的もあつたのではないだろうか。

このことを念頭に置きながら、この大永 4 年（1524）頃の光茂に注目したい。これは 50 年以上も絵所預を務めた父の土佐光信に代わり、土佐光茂が絵所預となって間もない時期である。では、この頃の光茂は、絵師としてどのような活動をしているのだろうか。する

と、ある作品が頭に浮かぶ。「長谷寺縁起絵巻」6巻本（長谷寺）である。これは天地が18センチ程しかない絵巻であり、いわゆる小絵と呼ばれているものである。小絵は手に取りやすい大きさであり、子どもや女性のために作られたと見られている。その「長谷寺縁起絵巻」6巻本について、制作事情が榊原悟氏により明らかにされている⁽²⁸⁾。

関白を務めた近衛尚通（1472～1544）の『後法成寺関白記』（『尚通公記』）大永3年（1523）9月17日条に、次のような記録がある。細川京兆家の分家である典厩家の細川尹賢（～1531）が尚通のもとに来て、先に足利義晴より命じられた長谷寺縁起の詞書執筆を再び尚通に要請したというのである（「典厩来、従大樹、長谷寺縁起詞可書進云々、観衆以後無力之間、不可有正体候へ共、可書進之由申之、典厩雉三送之」）。そして9月30日条には、長谷寺縁起一卷の詞書が完成したことを尚通が尹賢に伝えたことと記されている（「長谷寺縁起一卷詞書畢、進大樹、即可致進上之由、典厩申返事也」）。これらの記録から足利義晴が近衛尚通に長谷寺縁起の詞書執筆を命じていたことが分かり⁽²⁹⁾、この長谷寺縁起こそが土佐光茂の「長谷寺縁起絵巻」6巻本だということである。この大永3年に義晴は13歳であり、「長谷寺縁起絵巻」6巻本が子どもや女性のために作られる小絵であること。「長谷寺縁起絵巻」6巻本の詞書は、確かに近衛尚通の筆跡であること。そして何より「長谷寺縁起絵巻」6巻本の画面には、後に光茂が描いた「当麻寺縁起絵巻」（当麻寺）、「桑実寺縁起絵巻」（桑実寺）、「十念寺縁起絵巻」（十念寺）、「由原八幡縁起絵巻」（大分由原八幡宮）につながる部分が多いことなどを榊原氏は丁寧に指摘している。「長谷寺縁起絵巻」6巻本が、光茂の大永3年の作品であることは間違いない。従って、これは注文主が足利義晴、詞書が近衛尚通、作画は土佐光茂ということになる。

では、この「長谷寺縁起絵巻」6巻本は、どのような作品なのか。これは菅原道真によるとされる「長谷寺縁起文」に基づいたもので、そこで説かれているのは奈良県桜井市にある長谷寺の創建由来、本尊である十一面観音の造像、そしてその霊験である⁽³⁰⁾。「長谷寺縁起絵巻」の作例としては出光美術館本、シアトル美術館本など図様構成を同じくする10点ほどが知られていて⁽³¹⁾、それらは概ね3巻から成る⁽³²⁾。長谷寺にも「長谷寺縁起絵巻」6巻本とは別に、「長谷寺縁起絵巻」3巻本がある。では、ここで注目している土佐光茂が描いた「長谷寺縁起絵巻」6巻本がなぜ3巻ではないのかというと、これは「長谷寺縁起絵巻」3巻の各巻を二分して6巻にしたものだからである。そのため図様構成は、他の3巻本と同じである。手に取りやすい小絵を作るため、1巻分の内容を半分にしたというわけである。

つまり「長谷寺縁起絵巻」6巻本も、他の「長谷寺縁起絵巻」と同じ図様構成で描かれているのだが、この6巻の中で特に注目したい巻がある。巻2である。ここで描かれているのは、後に長谷寺の仏像となる霊木の由来である。その画面を見てみると、図04では暴風雨で流れついた巨大な霊木が描かれている。この挿図の左方ではその霊木を伐る男たちが描かれているが、その中の一人は体の具合が悪くなって嘔吐している。霊木を伐ったため、

その祟りを受けたのである。そして、その男たちの里では家々で火災が起き（図 05）、更に疫病が流行するなど凶事が続く（図 06）。「長谷寺縁起絵巻」6 巻本の巻 2 には、このように霊木にまつわる場面が描かれている。この 2 巻は「長谷寺縁起絵巻」6 巻本の中でも、特に興味深い巻だと思う。

これで「長谷寺縁起絵巻」6 巻本について理解できたので、ここまでの内容をまとめてみる。土佐光茂が絵所預となって間もない大永 3 年（1523）、13 歳の足利義晴の注文により光茂は他の「長谷寺縁起絵巻」と同じ図様構成で「長谷寺縁起絵巻」6 巻本を描いた。その巻 2 では、霊木を伐った男たちが祟りを受ける場面が描かれた。そしてその頃、光茂が深く関わる大芋社の神木が南近江守らにより盗伐され、売却される事件が起きていた。そこで光茂はこれを幕府に訴えた。そのことが「大館常興日記紙背文書」の大永 4 年 11 月の記録から分かる。つまり、大永 3 年（1523）に光茂は霊木を伐った者たちが祟りを受ける場면을「長谷寺縁起絵巻」6 巻本で描き、それと同じ頃に大芋社の神木が盗伐されたことを幕府に訴えたというわけである。霊木と神木の伐採、この符合は偶然なのだろうか。あまりにタイミングが良すぎるように思う。

4. 大館常興に期待したこと

そこで光茂の行動に注目してみる。光茂は南近江守らにより大芋社の神木が盗伐されたことを幕府に訴えた。その際、光茂は幕府の訴訟制度を把握した上で行動したはずである。光茂は大永 3 年（1523）に「秀綱奉書（折紙）」を得ているから、「大永年間頃の訴訟制度」を理解していたことは間違いない。

先に見たように御前沙汰の場合、訴状が幕府で受理されると先ず訴人奉行が決められる。今回はその訴人奉行が清秀秋だった。秀秋は大芋社の神木を盗伐した南近江守らに問状を送ったはずだが、「大館常興日記紙背文書」大永 4 年 11 月の記録を読む限り応訴はなかったようだ。南近江守らには争う考えが無かったようだ。そこで秀秋は他の奉行人たちと審理し、その結果を「披露（伺）」として將軍足利義晴に伝えるため、先ず「大館常興」に上申した。これにより、光茂が関わる大芋社で「伐採神木以下事」という問題が起きていることが大館常興に伝わった。御前沙汰のための訴状を出せば、常興にその内容が伝わる。光茂はここまでを確実に想定していたはずである。そうであるなら、これこそが光茂の目的の一つだったのではなかったか。つまり、幕府に訴えることにより大芋社から得られる収入を守るとともに、幕府の有力者である大館常興に大芋社で何が起きているのかを伝えることが光茂の目的だったと考えるわけである。その様に考えるのには、他にも理由がある。

先に見たように文明元年（1469）、16 歳の常興は 5 歳だった足利義尚に仕え始める。そして、9 代將軍となった義尚が長享 3 年（1489）に近江鉤の陣中で病没するまで、常興は側近として義尚に仕えた。その義尚は絵巻を非常に好んだことで知られる人物であり、最

近では「絵巻マニア」とも見なされている⁽³³⁾。実際、義尚は大名、公家、寺社に対し、絵巻の貸し出し要求を繰り返したことが複数の記録から知られている。その状況は「絵巻狩り」と称すべきものだったとも評されている。

その義尚は長谷寺縁起絵巻にも興味を示した。榊原悟氏が紹介した記録だが⁽³⁴⁾、『大乘院寺社雑事記』文明19年(1487)9月10日条から、義尚が「長谷寺縁起絵三巻」を長谷寺から借り受けたことが分かっている(「自京都御書到来(中略)長谷寺縁起絵三巻自室町殿被返下之」)。そして、これが長谷寺に返却されたのは同年12月24日だったことも、やはり『大乘院寺社雑事記』から分かる(「長谷寺縁起絵一合三巻渡執行方之由、并上座申之、去夏比自京都被召之、九月御動座前被返下之了」)。その義尚の側近が常興だったわけだから、常興は義尚の絵巻マニアぶり、更には長谷寺縁起絵巻のことも承知していたということになる。

長享3年(1489)、その足利義尚の病死に伴い、大館常興は政治的に失脚する。しかし、大永元年(1521)に足利義晴が11歳で将軍となると、義晴の後見人のような立場で常興は幕府政治に復帰する。そして将軍になって間もない頃から義晴も義尚と同じく絵巻に興味を持ち、特に長谷寺縁起絵巻に興味を示すのである。これも榊原悟氏が紹介しているのだが、『経尋記』大永3年(1523)3月18日条に、興福寺一乗院を介し、興福寺大乘院門跡の経尋(1499～1526)のもとに義晴から長谷寺縁起絵披見の申し出があったことが分かる(「自一乗院給内侍原、自細川申下云々、將軍家御絵巻之間、長谷寺験記絵被御覧度云々、直被仰出度事也、但彼寺仰遣返事之様、可申旨仰了、則仰奉行了」)。長谷寺は興福寺大乘院の末寺支配を受けていたから、その門跡の経尋に連絡があったのである。そして3月28日、長谷寺にあった「長谷寺縁起絵巻」3巻本が義晴のもとに送られた。ところがその後、経尋と長谷寺側が何度も義晴側に絵巻の返却要請をするのだが、義晴はなかなか応じなかった。結局、これが返却されたのは大永5年(1525)6月10日であり、それも2巻だけの返却だった(「自一乗院初瀬之縁起(二巻)給之、今一卷者重給由以内侍原承之間、彼等へ其由可仰遣由、仰成就院了」)。残りの1巻がいつ返却されたのかは分からない。

そして、ここで更に興味深いのは、先に見たように近衛尚通が「長谷寺縁起絵巻」6巻本の詞書を書いたのが大永3年(1523)9月だったという点である。つまり義晴は長谷寺から「長谷寺縁起絵巻」3巻本を長期間借用し、その間に「長谷寺縁起絵巻」6巻本を作らせていたということになる。こうして見てくると、大永3年までの時点で足利義晴も足利義尚と同じく、立派な絵巻マニアになっていたということになる。この大永3年、義尚は13歳である。

では、足利義晴をこのような絵巻マニアにしたのは誰なのか。可能性として浮上するのが大館常興である。大永元年(1521)、11歳の足利義晴が12代将軍となるが、それまでの義晴は播磨の赤松義村のもとで育てられていた。そして、将軍となった義晴の後見人のような立場で幕府政治に復帰したのが68歳の常興である。若い頃の常興は足利義尚に仕えていたから、

義尚の話を義晴にすることも多かったはずである。当然、義尚が好んだ絵巻の話もしたはずであり、それが義晴を絵巻マニアにする土壌となった。11歳まで播磨にいた義晴にとって、常興から聞かされる絵巻の話は興味を掻き立てるものだったのではないか。「長谷寺縁起絵巻」6巻本が作られる契機となったのは、常興だった可能性を考えてもよいのかもしれない。

そして、その大館常興が大芋社の神木が伐採されたことを知れば、常興は「長谷寺縁起絵巻」6巻本の巻2を連想する。その結果、御前沙汰での有利な裁許につながる。光茂にはこのような計算があったと考えたいのである。

終わりに

ここまで見てきたのは丹波国大芋社の事例である。しかし、土佐家はこの丹波国大芋社以外にも摂津国中村、丹波国三ヶ北荘、近江国定光坊跡、丹波国国分寺荘、紀伊國小倉荘、近江国大興寺領、和泉国上神谷、山城国上鳥羽の荘園と関わってきた。そのことが「土佐家文書」にある記録から分かる。そして、それらの殆どが訴訟の記録である。訴訟には当然ながら相応の出費がかかる。「土佐家文書」の文書数から見て、その訴訟費用だけでも結構な総額だったと想像できる。しかし、武力をもたない土佐家は、訴訟によって利益を守りしかなかった。そして、その訴訟で有利な裁許を得るため、土佐光茂は「長谷寺縁起絵巻」を武器にして將軍側近であった大館常興を味方にしようとしたのではないか。武力をもたない土佐家にとって、作画だけが武器だったというわけである。

しかし、武力をもたない光茂であっても、実際に武器を持たざるを得ない局面があったようだ。そのことが分かる資料が紹介されている⁽³⁵⁾。実は土佐家に伝わった「土佐家文書」の中には、東京国立博物館所蔵となっていないものがある。そのことが「土佐家文書写」(京都大学文学部研究図書館)から分かるのだが、その文書の一つに「赤松晴政感状」がある。これは赤松晴政が土佐光茂に送った五月三日の日付がある感状であり、そこに「殊旧冬不慮当城夜討之刻堅固覚悟誠以無比類候」と書かれている。城が夜討ちされることがあった。そこで、その場にいた光茂が武器を持ち、戦う覚悟を決めた。そのことに對し、後に晴政が感状を出したのである。「長谷寺縁起絵巻」6巻本を描いた光茂に、このような一面があったことには少々驚かされる。

ただ、光茂にこのような一面があったことが分かると、光茂の子の土佐光元(1530～69)が永禄12年(1569)8月に木下藤吉郎(豊臣秀吉)の但馬攻めに加わったことも突飛な行動とは思えなくなる。父の姿を見て、そして土佐家の現状を見て、光元は武器を取ったのではないか。しかし、それが悪い結果につながってしまう。この但馬攻めで光元が落命し、土佐家が存続の危機を迎えることになったからである。

土佐光茂、そして土佐家については、「土佐家文書」を始めとする資料を使うことで明らかにできることが、まだ残っているように思う。

註

- (1) 但し、谷信一「土佐光信考 下—土佐派研究の一節—」(『美術研究』103、1940年)に付された「土佐光信年表」の欄に「大永四 光茂大芋社領件」とある。谷氏は論文の中でこれについて言及していないが、この「大館常興日記紙背文書」に気づいていた可能性が高い。一部では周知の記録だったのかもしれない。
- (2) 『室町幕府引付史料集成 上』には誤植がある。そのため、図01を翻刻する。
- (3) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年
- (4) 『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇 上』(思文閣出版、1986年)の「奉行人一覧」による。
- (5) 常興は法名である。足利義尚より偏諱を授けられた尚氏という名よりも、常興の法名が一般に知られている。混乱を避けるため、本稿では一般に知られている名で表記する。これは、他の人物でも以下同じ。
- (6) この文書を理解するにあたり、兵庫県立歴史博物館の前田徹氏から多くのご教示を得ました。深く感謝申し上げます。
- (7) ここで主に参考にしたのは、以下の通り。久留島典子『日本の歴史13 一揆と戦国大名』講談社、2001年。浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』思文閣出版、2014年。天野忠幸編『摂津・河内・和泉の戦国史』法律文化社、2024年。
- (8) これ以降の動向は、次の通りである。享禄元年(1528)9月、將軍足利義晴は近江朽木に入り、ここで幕府政治を行う。そこには義晴を支える人材も揃っていて、その中には大館常興もいた。その後の享禄4年6月、再起を目指した細川高国が細川晴元、三好元長と戦う。しかし、高国に与していた赤松晴政(～1565)の寝返りにより高国軍が総崩れとなった。所謂この「大物崩れ」の結果、高国は自害することとなる。高国を失った義晴は天文元年(1532)、六角定頼の領国である近江の桑実寺に移る。そして、ここで幕府政治を行った。この時に義晴が土佐光茂に描かせたのが、「桑実寺縁起絵巻」(桑実寺)である。
- (9) ここで主に参考にしたのは、松園潤一郎「將軍足利義植期の幕府訴訟制度について」(『一橋法学』18-3、2019年)。
- (10) 奉行人は、鎌倉幕府の六波羅探題のもとで法曹官僚として仕えた家筋の者が多かった。明応の政変前、足利義植が將軍を務めていた時期の御前沙汰衆は24名(設楽薫「將軍足利義材の政務決裁—『御前沙汰』における將軍側近の役割—」『史学雑誌』96-7、1987年)。また、足利義晴が將軍を務めた時期の『披露事記録』によると奉行衆は15名だったという記録がある(『室町幕府引付史料集成 上』近藤出版社、1980年)。
- (11) 法曹官僚である奉行人が必要とされた理由の一つがここにある。
- (12) 桜井英治『日本の歴史12 室町人の精神』講談社、2001年
- (13) 『室町幕府引付史料集成 上』近藤出版社、1980年
- (14) その一例が、桜井英治『日本の歴史12 室町人の精神』でも注目されている大館満信(1381～1451)が関わった裁判である。『御前落居記録』に大館満信と広橋親光が美濃輕海郷地頭職をめぐる争い、広橋親光が勝訴となった永享3年(1431)12月の記録がある。この裁許には、永享2年正月に足利義教の怒りを買ったため大館満信が失脚したことが影響している。なお、この大館満信は大館常興の曾祖父である。
- (15) 松園潤一郎「將軍足利義植期の幕府訴訟制度について」『一橋法学』18-3、2019年
- (16) 『室町幕府引付史料集成 上』近藤出版社、1980年
- (17) 山田康弘「手日記と意見状—足利將軍義晴治世期の御前沙汰手続—」『史学雑誌』104-4、1995年

- (18) 山田康弘「手日記と意見状―足利将軍義晴治世期の御前沙汰手続―」『史学雑誌』104-4、1995年
- (19) 設楽薫「将軍足利義晴の政務決裁と「内談衆」」『年報中世史研究』20、1995年。山田康弘「手日記と意見状―足利将軍義晴治世期の御前沙汰手続―」『史学雑誌』104-4、1995年。
- (20) 設楽薫「将軍足利義晴の嗣立と大館常興の登場―常興と清光院(佐子局)との関係をめぐって―」『日本歴史』631、2000年
- (21) 義晴の乳母だったとする見方もある。小谷量子「『桑実寺縁起絵巻』と慶寿院の結婚をめぐって(下)」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』25、2019年
- (22) 木村徳衛『土佐文書解説』1935年
- (23) 《別表》作成の際、参考にしたのは次の通り。吉田友之「絵所と丹波国大牟社」『兵庫県歴史』2、兵庫県史編集委員会、1969年。松尾芳樹「中世土佐家の所領」『京都市立芸術大学芸術資料館年報』22、2012年。
- (24) ここで主に参考にしたのは、以下の通り。木村徳衛『土佐文書解説』1935年。谷信一『室町時代美術史論』東京堂、1942年。宮島新一『宮廷画壇史の研究』至文堂、1996年。高岸輝『室町王権と絵画』京都大学学術出版、2004年。松尾芳樹「中世土佐家の所領」『京都市立芸術大学芸術資料館年報』22、2012年
- (25) 藤原行光は、観応3年(1352)に絵所預となったと見られる(『園太暦目録』観応3年9月16日条)。
- (26) 甘露寺元長邸における正月佳礼に、光信ではなく光茂が出席している(『元長卿記』大永2年(1522)正月19日条)。これを根拠とし、谷信一氏はそれまでに光信が亡くなったと考えた。谷信一「土佐光信考 上・中・下―土佐派研究の一節―」『美術研究』100・101・103、1940年
- (27) 松尾芳樹「中世土佐家の所領」『京都市立芸術大学芸術資料館年報』22、2012年
- (28) 榊原悟「六巻本『長谷寺縁起絵』小解」『古筆学叢林 4』八木書店、1994年
- (29) 後のことだが、天文3年(1534)に足利義晴は近衛尚通の娘(慶寿院：1514～65)を正室に迎えている。そして、この間に生まれたのが13代将軍足利義輝(1536～1565)と15代将軍足利義昭(1537～97)である。永禄8年(1565)5月19日、足利義輝が二条御所で三好三人衆らにより殺害された際、慶寿院も亡くなっている。
- (30) 宮次男「長谷寺縁起 上・下」『美術研究』275・276、1971年。山本陽子「「長谷寺縁起絵巻」の御衣木伝承を考える―疫木の祟り鎮めとしての造像と霊性の根拠―」『仏教美術論集6 組織論―制作した人々』竹林舎、2016年
- (31) 『角川絵巻物総覧』角川書店、1995年
- (32) 徳川美術館本は3巻本の残欠1巻である。他にも残欠本があるが、これらも徳川美術館本と事情は同じで、本来は3巻本だったと考えられる。
- (33) 高岸輝『室町絵巻の魔力』吉川弘文館、2008年。同「絵巻マニアの絵画評」『絵巻マニア列伝』展図録、サントリー美術館、2017年。
- (34) 榊原悟「六巻本『長谷寺縁起絵』小解」『古筆学叢林 4』八木書店、1994年
- (35) 宇野千代子「堺を中心に花開いた文化」『摂津・河内・和泉の戦国史』法律文化社、2024年

付記：本稿はJP22K18463、JP22K00167の助成を受けたものです。

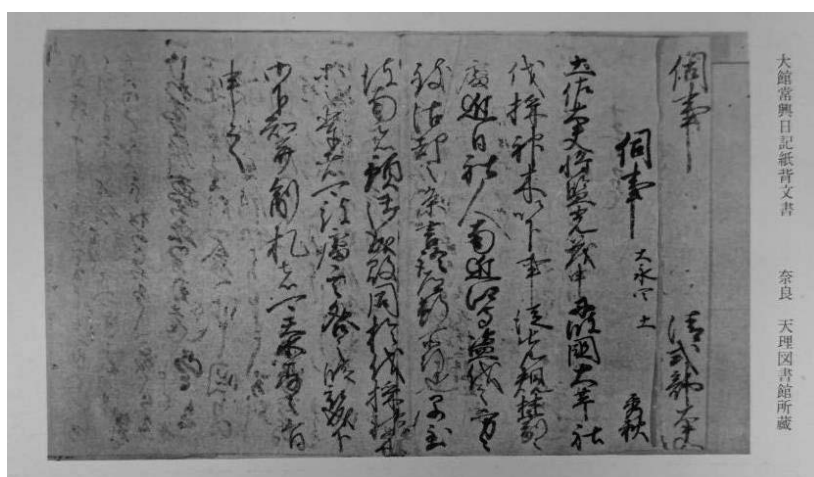


図 01 『続史料大成 大館常興日記 3』

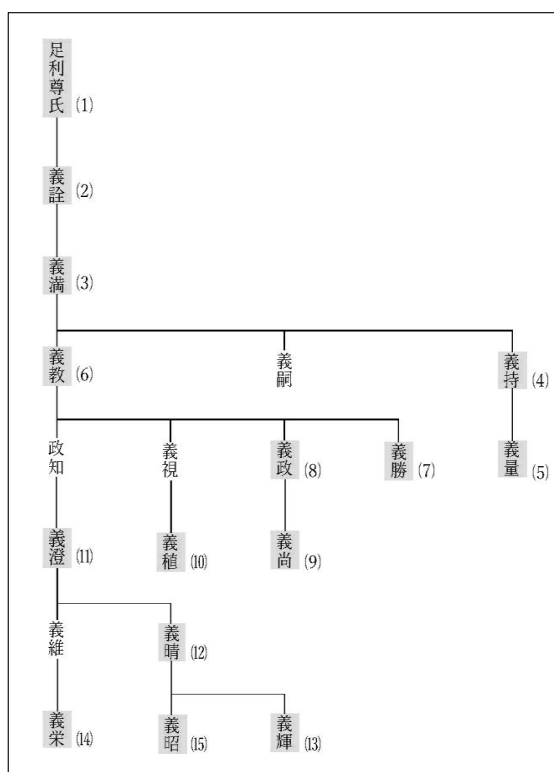


図 02 室町幕府系図

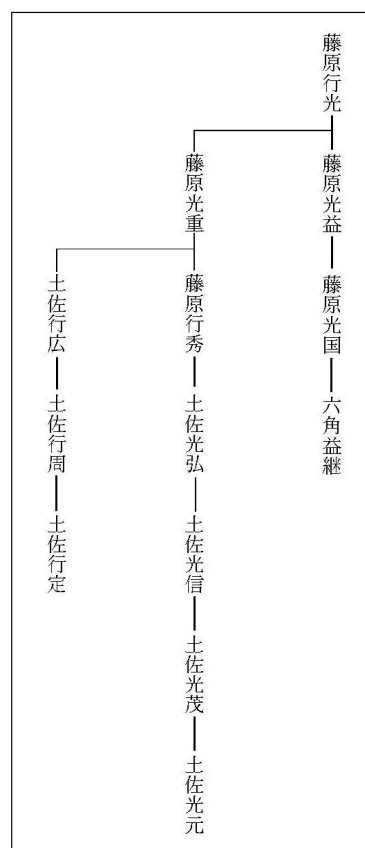


図 03 土佐家系図

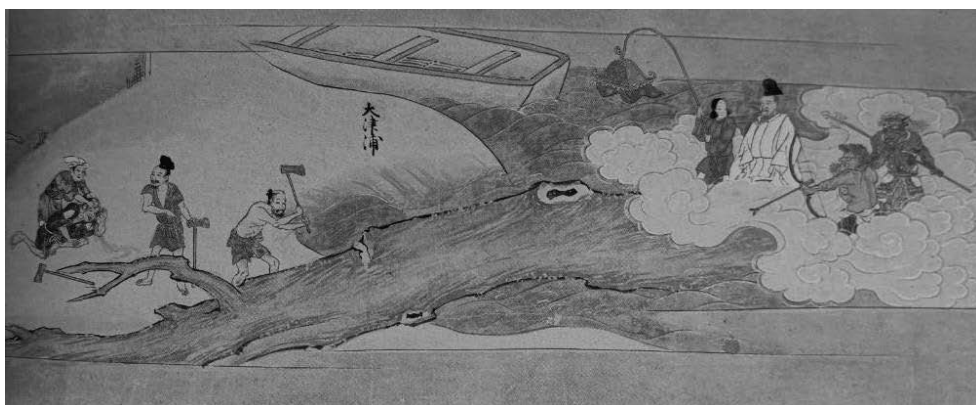


図04 土佐光茂「長谷寺縁起絵巻」6巻本（長谷寺）のうち巻2

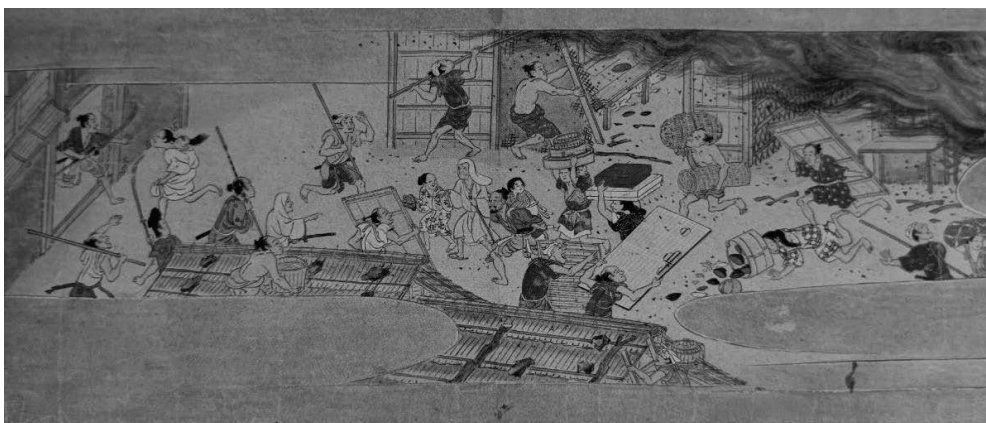


図05 土佐光茂「長谷寺縁起絵巻」6巻本（長谷寺）のうち巻2



図06 土佐光茂「長谷寺縁起絵巻」6巻本（長谷寺）のうち巻2

図04～図05は、『絵巻マニア列伝』展図録（サントリー美術館、2017年）より複写しました。

《別表》 丹波国大芋社関連文書

「土佐家文書」(東京国立博物館) から

越前守行光 (藤原行光)

- | | |
|-----------------------|------------|
| 01 延文五年十二月二日 (1360 年) | 室町幕府執事施行状案 |
| 02 貞治二年正月廿八日 (1363 年) | 室町幕府下知案 |

越前守光重 (藤原光重)

- | | |
|----------------------|--------|
| 03 明德三年正月 日 (1392 年) | 室町幕府禁制 |
|----------------------|--------|

中務丞光弘 (土佐光弘)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 04 嘉吉三年六月九日 (1443 年) | 管領畠山持国施行状案 |
| 05 嘉吉三年六月十七日 (1443 年) | 丹波守護細川九郎遵行状案 |
| 06 文安貳八月四日 (1445 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 (折紙) |
| 07 文安五八月三日 (1448 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 (折紙) |
| 08 □月三日 (1448 年) | 室町幕府奉行人撰津常承書状 |

土佐光信

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 09 文明元年十一月廿八日 (1469 年) | 管領細川勝元施行状 |
| 10 文明貳年正月十一日 (1470 年) | 丹波守護代内藤元貞遵行状 |
| 11 文明十六十二月廿九日 (1484 年) | 丹波守護細川政元下知状 (折紙) |
| 12 文明十六十二月卅日 (1484 年) | 諏訪貞通書状 (折紙) |
| 13 文明十七二月十一日 (1485 年) | 丹波守護代上原元秀遵行状 (折紙) |
| 14 文明十七閏三月一日 (1485 年) | 丹波多紀郡代波多野清秀遵行状 |
| 15 文明十七四月四日 (1485 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 (折紙) |
| 16 文明十七年〈乙巳〉卯月廿八日 (1485 年) | 大芋社領名主百姓等起請文 |
| 17 文明十七七月廿五日 (1485 年) | 大芋社領名主百姓等起請文 (折紙) |
| 18 文明十七七月廿五日 (1485 年) | 大芋社領名主百姓等起請文 |
| 19 文亀元九月二日 (1501 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 (折紙) |
| 20 永正三八月六日 (1506 年) | 細川氏奉行秀憲奉書 (折紙) |
| 21 永正三十月廿八日 (1506 年) | 細川氏奉行貞昭奉書 (折紙) |
| 22 永正四四月十二日 (1507 年) | 細川氏奉行貞昭奉書 (折紙) |
| 23 永正五年九月三日 (1508 年) | 後柏原天皇綸旨 |
| 24 十月十日 (1508 年) | 飯尾之信書状 (折紙) |

土佐光茂

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 25 大永三十二月三日 (1523 年) | 秀綱奉書 (折紙) |
| 26 大永七九月廿三日 (1527 年) | 補岑周溪書状 (折紙) |
| 27 享祿二年十月吉日 (1529 年) | 井関秀次書状 |
| 28 天文四年八月十一日 (1535 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 |
| 29 天文四八月十一日 (1535 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 (折紙) |
| 30 天文四八月十一日 (1535 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 (折紙) |
| 31 天文五年十月十日 (1536 年) | 室町幕府奉行人連署奉書 (折紙) |